

各養成校の長 殿

宮城県保健福祉部長
(公印省略)

「押印を求める手続の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則」の公布について（通知）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、押印を求める手続の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則（令和4年宮城県規則第25号）が令和4年3月31日に公布・施行され、医療法施行細則（平成16年宮城県規則第62号）のほか、下記規則の一部を別添のとおり改正しましたので御承知願います。

今後は、各種申請・届出等について、オンラインで申請等いただくこともできるようになりましたので併せて御承知願います。

記

1 改正規則

- ・医療法施行細則（平成16年宮城県規則第62号）
- ・診療放射線技師法施行細則（平成28年宮城県規則第10号）
- ・臨床検査技師等に関する法律施行細則（平成28年宮城県規則第11号）
- ・歯科衛生士法施行細則（平成28年宮城県規則第42号）
- ・歯科技工士法施行細則（昭和57年宮城県規則第20号）
- ・理学療法士及び作業療法士法施行細則（平成27年宮城県規則第102号）
- ・視能訓練士法施行細則（平成27年宮城県規則第81号）
- ・臨床工学技士法施行細則（平成27年宮城県規則第82号）
- ・義肢装具士法施行細則（平成27年宮城県規則第83号）
- ・言語聴覚士法施行細則（平成27年宮城県規則第84号）
- ・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則（昭和57年宮城県規則第60号）
- ・柔道整復師法施行細則（昭和57年宮城県規則第62号）

2 公布日・施行日 令和4年3月31日

3 改正の概要

各様式から印を削除し、開設者等からの申請・届出等について押印を要しないこととしたもの（様式の一部について、引き続き押印を要するものがありますので留意願います。）

4 手続きのオンライン化について

押印を不要としたことに伴い、上記1の各規則に定める手続きに関し、これまでの書面での提出に代えて、電子メール等を利用してデータで提出することもできることとしたもの（手続きの一部について、オンラインでの提出を不可としているものがありますので留意願います）。

担当：医療政策課医務班
電話 022-211-2614 FAX022-211-2694
E-mail imu@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町 3-8-1